

別紙様式 6-2

金沢大学・臨床研究利益相反自己申告書（詳細）

～日本医療研究開発機構研究費 交付申請用～

研究題目	
研究実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (年計画の 年目)

所属（研究分野・診療科等）：

申告者（職名・氏名）：

電話番号：

ファックス番号：

E-mail アドレス：

1. 評価対象者別の状況

A 申告者（本人）に関すること

当該研究に関するものについて漏れなく記載すること

1) 外部活動（診療活動を除く全てを記載）

外部活動の有無 (該当するものに○)	無・有
※有の場合のみ、企業・団体ごとに記載（複数ある場合、欄を増やして列記する）	
企業・団体名	
役割（役員・顧問等（コンサルタント等））	
活動内容	
活動時間（時間／月）	

2) 企業・団体からの収入（同一外郭組織からの年間収入合計）（診療報酬を除く）

収入の有無 (該当するものに○)	無・100万円未満・100万円以上
※100万円以上の場合のみ、企業・団体ごとに記載（複数ある場合、欄を増やして列記する）	
企業・団体名	

報酬・給与	万円／年	ロイヤリティ	万円／年
原稿料	万円／年	講演等謝礼金	万円／年
その他の贈与等（ ）			万円／年

B 申告者の家族（配偶者及び一親等親族まで）に関すること

当該研究に関係するものについて漏れなく記載すること

1) 外部活動（診療活動を除く全てを記載）

外部活動の有無 (該当するものに○)	無・有		
※有の場合のみ，企業・団体ごとに記載（複数ある場合，欄を増やして列記する）			
企業・団体名			
役割（役員・顧問等（コンサルタント等））			
活動内容			
活動時間（時間／月）			

2) 企業・団体からの収入（同一外郭組織からの年間収入合計）（診療報酬を除く）

収入の有無 (該当するものに○)	無・100万円未満・100万円以上		
※「100万円以上」の場合のみ，企業・団体ごとに記載（複数ある場合，欄を増やして列記する）			
企業・団体名			
報酬・給与	万円／年	ロイヤリティ	万円／年
原稿料	万円／年	講演等謝礼金	万円／年
その他の贈与等（ ）			万円／年

2. 申告者の産学官連携活動（同一外郭組織からの年間収入合計）

研究題目に係る臨床研究で，申請者が関与した共同研究（研究代表者の場合），受託研究（研究代表者の場合），コンソーシアム，実施許諾・権利譲渡，技術研修，委員等の委嘱，依頼出張，客員研究員・ポストクの受け入れ，研究助成金・寄附金受け入れ，依頼試験・分析などを含む。		
産学官連携活動 (該当するものに○)	活動実績 無・有	同一外郭組織からの年間収入合計 無・200万円未満・200万円以上

※「有」または「200万円以上」の場合のみ，企業ごとに記載（複数ある場合，欄を増やして列記する）	
企業名	
活動内容	
授受金額	万円／年

3. 産学官連携活動の相手先のエクイティ

エクイティ equity とは，公開・未公開を問わず，株式，出資金，ストックオプション，受益権等をいう	
エクイティ保有の有無 (該当するものに○)	無・有
※有の場合のみ，企業ごとに記載（複数の場合，欄を増やして列記する）	
企業名	
エクイティの種類（数量）	

4. インフォームドコンセント（IC）への記載

説明・同意文書を添付すること	
利益相反に関する記載の有無 (該当するものに○)	無・有

私の臨床研究に係る利益相反に関する状況は上記のとおりであることに相違ありません。

申告日 平成 年 月 日

申告者氏名（自筆） _____

注：

- 1) 申告日より起算して，過去1年間の活動・報酬について記載する。（3. 産学官連携活動の相手方のエクイティについては，申告日現在の状況で記載する。）
- 2) 申告者は当該研究が継続している期間においては自己申告書（別紙様式4）を毎年度初日に提出し，更新のための評価をうける。また，申告内容に変更があった場合は，速やかに再申告するものとする。

（平成27年1月30日版）

自己申告書（詳細）における用語説明

- ① 臨床研究に関わる研究者とは、ヒトを対象とした臨床研究、臨床試験を行う研究者であり、「対象となる個人」とみなされる。
- ② 申告者の家族とは、臨床研究に関わる研究者の配偶者、扶養が必要な未成年の子、資金提供者によって雇用されている成人した子、又は収入や財産を共有する立場にある親族（原則的には一親等まで）であり、これらは「研究者の家族」とみなされる。
- ③ 顧問等（コンサルタント等）とは、顧問としてアドバイザーの役割を果たしている場合などが該当する。例えば、投資事業、ライセンス活動、又は営利を目的とする組織のために顧問やコンサルタントをして、そこからコンサルタント料などの収入があった場合が該当する。
- ④ 講演等謝礼金とは、講演、セミナーでのプレゼンテーションや参加に対して支払われる謝礼が該当する。
- ⑤ その他の贈与等とは、研究活動に直接関連していない旅行費用、贈答品、現物支給等が該当する。
- ⑥ 申告者の産学官連携活動については、当該臨床研究プロジェクトの実施に関連する全ての費用等を意味しており、もし、それが臨床研究の資金提供者、又は、研究費の提供者によって雇用されているエージェントによって支払われた研究費であっても該当する。また、臨床試験の資金提供者からの用途を限定しない寄附金であっても、受入れ額が200万円以上の場合は申告するものとする。
- ⑦ エクイティの保有については、投資事業、ライセンス活動、又は営利を目的とする組織の株（公開株又は未公開株）を保有し、その保有から利益（申告者によって管理・制御できない多角的なファンドにおいて資金運用される場合を除く）を得ている場合が該当する。